

高齡化対策、環境対策、都市再生等、
21世紀における新たな課題に対応するための
建築行政のあり方に関する第一次答申
(抜粋)

平成14年1月30日

社会資本整備審議会建築分科会

平成14年 1月30日

社会資本整備審議会
会長 樋口 廣太郎 殿

社会資本整備審議会建築分科会
分科会長 岡田 恒男

高齢化対策、環境対策、都市再生等、21世紀における新たな課題に
対応するための建築行政のあり方に関する第一次報告

社会資本整備審議会建築分科会は、国土交通大臣から平成13年10月11日付け国住指第921号及び国営管第154号をもって社会資本整備審議会に諮問のあった「高齢化対策、環境対策、都市再生等、21世紀における新たな課題に対応するための建築行政のあり方について」に関し、社会資本整備審議会会長から同日付け社整審第6号をもって付託され、調査審議を行ってきた。

当分科会では、分科会の下に設置した集団規定のあり方部会（部会長 小林重敬 横浜国立大学大学院教授）において「都市再生に対応した建築基準法集団規定のあり方」について、室内化学物質対策部会（部会長 村上周三 慶應義塾大学教授）において「化学物質による室内空気汚染問題に関する対策」について、建築物バリアフリー対策部会（部会長 小谷部育子 日本女子大学教授）において「建築物におけるバリアフリー対応の推進に向けた対策」について、建築省エネルギー部会（部会長 村上周三 慶應義塾大学教授）において「住宅・建築物の省エネルギー対策」について、それぞれ調査審議を行った。

当分科会は、各部会のとりまとめ結果に基づき調査審議した結果、別紙のとおり報告する。

本件に関し、当分科会の調査審議に参加した委員、臨時委員及び専門委員は、次のとおりである。

委 員

岡田 恒 男（分科会長） 村 上 周 三（分科会長代理）
小 幡 純 子 黒 川 洸 小 林 重 敬 小谷部 育 子
八 田 達 夫 三 澤 千代治

臨時委員

青木宏之	浅見泰司	大森文彦	笹田己由
巽和夫	野村歡	藤本昌也	古阪秀三
森稔			

専門委員

東信男	飯山博	池田耕一	岩村和夫
大久保恭子	小野隆正	鍵野洋子	加藤史吾
加藤善也	小川本裕子	杵淵久雄	隈賀陽一
倉淵隆明	見西幸太郎	小坂本三平	古笹川吉彦
兒玉崇英	小高橋公雄	坂高橋儀	立成良俊
鈴木新一	高東條剛	中井芳弘	中上田啓
田野三千代	西谷井秀夫	長谷川俊博	浜前啓一
林洋太郎	福井谷新	堀沢厚	吉田あこ
松本恒雄	水谷邊正雄		
渡辺房枝			

別 紙

目 次

- . 都市再生に対応した建築基準法集団規定のあり方
- 1 . 集団規定のあり方の検討の背景
 - (1) 集団規定をめぐる状況の変化
 - (2) 集団規定に関連する都市再生等の動向
- 2 . 集団規定の枠組み
- 3 . 集団規定のあり方の検討に関する基本的な認識
- 4 . 集団規定のあり方に関する当面の課題
 - (1) 用途地域ごとの形態制限に係る制限事項に関する課題
 - (2) 形態制限に係る数値の選択肢に関する課題
 - (3) 形態制限の適用方法に関する課題
 - (4) 各種特例制度の整理と適切な活用の促進に関する課題
 - (5) 各種特例制度の手続きに関する課題
 - (6) 各種特例制度の透明性・公平性に関する課題
 - (7) 各種特例制度の活用方途に関する課題
 - (8) 街区・通り沿い等を単位とする規制に関する課題
- 5 . 集団規定の当面の見直しの方向
 - (1) 用途地域ごとの形態制限に係る制限事項とその選択肢の拡大
 - (2) 形態制限の適用方法の合理化
 - (3) 各種特例制度の見直しと適切な活用
 - (4) 街区・通り沿い等を単位とした規制の適用
 - (5) 集団規定の実効性の確保
- 6 . 今後の検討に向けて
 - (1) 集団規定の効果に関する検証
 - (2) 集団規定の実効性の向上に関する検討
 - (3) 市街地環境等の水準とその評価に関する検討
 - (4) 多様な主体の役割等に関する検討
- . 化学物質による室内空気汚染問題に関する対策
- 1 . 化学物質による室内空気汚染問題に関する対策への要請
- 2 . 対策に当たっての基本的考え方

3. 講ずべき具体的施策

- (1) 化学物質による室内空気汚染問題に対応した建築基準法における建築基準のあり方
- (2) 化学物質による室内空気汚染問題に関する技術開発のあり方
- (3) 化学物質による室内空気汚染問題に関する情報提供のあり方

. 建築物におけるバリアフリー対応の推進に向けた対策

- 1. 建築物におけるバリアフリー対応の推進方策の充実強化の必要性

- 2. 建築物におけるバリアフリー対応の推進方策の現状と課題
 - (1) 建築物におけるバリアフリー対応の推進方策の現状
 - (2) 建築物におけるバリアフリー対応の推進方策の基本的な見直し方向と課題

- 3. 建築物におけるバリアフリー対応の推進に向け講ずべき施策
 - (1) 基礎的基準への適合の一層の徹底方策について
 - (2) ハートビル法の対象とする建築物用途の拡充について
 - (3) 既存建築物における対応を推進するための方策の充実について
 - (4) 優良なバリアフリー対応の推進方策について
 - (5) 推進方策の見直しに対応した基準及び執行体制のあり方について
 - (6) 総合的・効果的なバリアフリー推進方策のあり方について

. 住宅・建築物の省エネルギー対策

- 1. 検討の背景

- 2. 住宅・建築物の省エネルギー対策の基本的方向と京都議定書の達成に向けた目標
 - (1) 住宅・建築物の省エネルギー対策の基本的方向
 - (2) 京都議定書の達成に向けた住宅・建築物の断熱性の向上等の目標

- 3. 住宅・建築物の省エネルギー対策の現状と課題
 - (1) これまでの取り組みについて
 - (2) 住宅・建築物の断熱性の向上等の課題
 - (3) ライフサイクル全体にわたる省エネルギー対策の課題

- 4. 住宅・建築物の省エネルギー対策について早急に講じるべき施策
 - (1) 住宅
 - (2) 建築物（非住宅）
 - (3) ライフサイクルを通じた住宅・建築物共通の取り組み

我が国は、21世紀を迎え、経済社会が成長型から成熟型へと本格的に移行する中で、都心居住の推進や国際化・情報化に対応した高度な業務機能の集積を図るなど、都市構造の再編が求められている。一方、急速な高齢化の進展、地球規模の環境問題の顕在化、これまでにない新たな健康影響の発生等、様々な社会問題に直面している。このような状況の中、国民生活や経済活動の場としての建築物についても、国民の要望は多様化、高度化しており、経済社会の変化や社会の要請を踏まえ新たな時代に対応した建築行政を確立することが急務となっている。特に、都市再生の実現のための建築規制の整備、化学物質による室内空気汚染問題への対応、建築物のバリアフリー対応の促進、及び、地球温暖化に対応するための住宅・建築物の省エネルギー対策については、喫緊の課題となっており、早急に新たな対策を講じる必要がある。

・都市再生に対応した建築基準法集団規定のあり方

(略)

・化学物質による室内空気汚染問題に関する対策

(略)

・建築物におけるバリアフリー対応の推進に向けた対策

1. 建築物におけるバリアフリー対応の推進方策の充実強化の必要性

だれもが必然的に老いを迎え、障害を持つ可能性を有するという基本的な考え方に立って、各種施策体系において高齢者、障害者等への配慮を組み込み、すべての国民が一生を通じて豊かな生活をおくることができる社会を構築していくことは、基本的人権の尊重という観点からも極めて重要なことである。高齢者、障害者等も等しく社会の構成員として共生するというノーマライゼーションの理念は、近年急速に社会に浸透してきている。

このような施策体系の実現に向け、平成5年に障害者基本法、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(以下、「ハートビル法」という。)平成7年に高齢社会対策基本法が制定され、さらに、平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(以下、「交通バリアフリー法」という。)が制定され、今後は交通部門におけるバリアフリー対応の一層の進展も見込まれている。

各種施策体系のうち建築物に関しては、ハートビル法に基づく特定建築物の整備に際しての努力義務、都道府県知事等による指導、税制・融資制度等による誘導措置を通じ、高齢者、障害者等の利用に配慮したバリアフリー対応が浸透して

きている。

また、ハートビル法の制定以降、多くの地方公共団体において、公共的建築物や公共施設のバリアフリー対応を推進するための条例が制定されるなど、生活環境全体における高齢者、障害者等への対応を推進するための取組みが国・地方公共団体双方のレベルで進められてきている。

このようなハートビル法の施行後7年間における状況の変化により、高齢者、障害者等の生活環境整備の必要性に対する意識が向上し、高齢者、障害者等に配慮した取組みは、すべての人々の生活を豊かにさせるものでもあるという認識も広まってきている。さらに、高齢化の進展は予想以上に早く、高齢な障害者も増加してきていることから、高齢者が人口の約3割を占める超高齢社会の到来を控え、高齢者、障害者等に配慮した建築ストックの形成に向けた早期の対応の必要性が指摘されている。

このため、平成12年10月には住宅局長の私的諮問機関として建築物バリアフリー検討委員会（委員長：日本大学 野村 歡 教授）が設けられ、建築物におけるバリアフリー対応を推進するための方策のあり方について検討が行われ、平成13年1月には、より網羅的な対応や整備のスピードアップなどが図られるよう方策を充実強化する必要性等が報告としてとりまとめられたところである。

以上のような状況を踏まえ、建築物におけるバリアフリー対応の推進方策の充実強化を早急に図ることが必要となっている。

2. 建築物におけるバリアフリー対応の推進方策の現状と課題

(1) 建築物におけるバリアフリー対応の推進方策の現状

現行の推進方策の概要

現行のハートビル法では、劇場、百貨店その他の不特定かつ多数の者が利用する建築物を「特定建築物」として高齢者、障害者等への対応を推進している。

さらに、その施策の推進を図るために建築物整備の基準（判断基準）として、「高齢者、身体障害者等による利用を不可能としている障壁を除去する水準」を示す基礎的基準と、社会全体として目指すべき「高齢者、身体障害者等が特段の不自由なく建築物を利用できる水準」を示す誘導的基準とを併せて国土交通大臣が策定し、基礎的基準に基づいて特定建築物の新築、増改築及び用途変更を行う建築主に基準適合に係る自主的な努力義務を課し、都道府県による指導の徹底を図るとともに、誘導的基準に適合し、都道府県知事等の認定を受けた建築物（以下「認定建築物」という。）については国庫補助、税制上の特例や低利融資等の支援措置を通じバリアフリー対応の実現を誘導している。

社会状況の大幅な変化への対応の必要性

平成6年にハートビル法が施行されて以降、制定当時に想定されていなかった速度での人口の高齢化の進行（65歳以上の者の人口に占める比率が4分の1を超える時期の予測に関し、法制定当時2020年とされていたのが2015年となっている）高齡な障害者の増加、高齡者、障害者等の自立・社会参加の促進に向けた就業環境等の整備要請の高まり、建築物・道路・公園・駅舎等を対象とする福祉のまちづくり条例の制定等の地方公共団体における総合的な取り組みの進展、さらには交通バリアフリー法に基づく交通部門でのバリアフリー対応の進展により、今後は高齡者、障害者等の外出機会の拡大等が見込まれる等社会状況が大幅に変化してきている。

これらの状況の変化を受け、建築物のバリアフリー対応の推進方策に関しては、施策対象、政策手法、他の関連施策との連携等に関し様々な問題点が指摘されており、その見直しが求められている。

（2）建築物におけるバリアフリー対応の推進方策の基本的な見直し方向と課題

建築物におけるバリアフリー対応の推進方策については、社会状況の大幅な変化に対応し、より総合的・効果的な施策体系を構築していくため、

- ◆ 基礎的基準への適合の徹底による整備のスピードアップ
- ◆ 施策の対象となる建築物用途の拡充による、より網羅的な対応の推進
- ◆ 既存建築物における対応を推進する方策の充実
- ◆ 支援制度等の充実強化による優良なバリアフリー対応の推進
- ◆ 交通部門等他部門との連携やソフト・ハード両面での対応等総合的・効果的な対応の推進

等の見直しが求められており、これらの方向に関連して、以下の課題が存在する。

基礎的基準への適合の一層の徹底方策について

平成12年度に新築の特定建築物における基礎的基準への適合状況を調査した結果によれば、二千㎡以上の特定建築物で約7割の適合率となっている。当該適合率はハートビル法等に基づく指導、誘導方策の成果ともいえるが、建築主の自主的な努力に依存した現行の施策体系の下で当該水準を引き上げていくことには限界がある。

一方、建築物は一旦建築されれば数十年等の長期に渡り存続し続け、改修によるバリアフリー対応は新築等での対応に比べ制約も多く困難な場合も多い。65歳以上の高齡者の比率が約3割に達する2030年代に、基礎的基準に適合する建築物がストックの大半を占めることとなる等バリアフリー対応を一般化させるためには、新築等の段階の適合率を大幅に引き上げなければならない。

このため、可能な限り早期に一定の用途及び規模の建築物に関しバリアフリー対応を義務付けするなど新築等におけるバリアフリー対応の履行が確保される仕

組みを構築する必要がある。

一方、義務付けに際しては地域の気候風土、建築物の建築・利用等の実情に応じた制限を可能とすることも求められている。

ハートビル法の対象とする建築物用途の拡充について

だれもが高齢者となり、障害を持つ可能性があるとの基本的考え方に立ち、高齢者、障害者等を含むすべての者がともに普通に生活し、活動する社会を目指すノーマライゼーションを実現していくことが求められているものの、現行のハートビル法は不特定かつ多数の者が利用する建築物のみを努力義務等の対象としており、老人ホーム、学校、事務所、共同住宅等多数の者が利用しながらも利用者がある程度特定される建築物については対象としていない。

このため、老人ホーム等社会福祉施設のうち現在対象とされていないものや学校、共同住宅等多くの国民が利用する建築物も対象とする必要がある。また、高齢者等の雇用の安定等に関する法律や障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき高齢者、障害者等の雇用確保に努めなければならない事務所及び工場についてはバリアフリー対応を含めた就業環境の整備が求められている。

既存建築物における対応を推進するための方策の充実について

既存建築物は現に地域の生活環境の主要な部分を構成している。しかし、既存建築物におけるバリアフリー対応は既設部分の移動・撤去や空間上の制約から段差解消機の設置等の対応を迫られるなどコストや物理上の制約が多い。しかも、現行のハートビル法は新築及び増改築・用途変更する場合のみを施策対象とし、ストックのバリアフリー対応を促す施策が十分でない。

このため、既存建築物の所有者・管理者等によるバリアフリー対応を促す仕組みを新たに導入する必要があり、この場合、既存建築物におけるバリアフリー対応は厳しい制約下での対応が迫られることから、部分的・段階的な措置を可能とするとともに、改修に対する支援、建築物所有者・管理者等の意識啓発など、多面的な促進方策の充実を図る必要がある。

優良なバリアフリー対応の推進方策について

誘導的基準に適合するバリアフリー対応は基礎的基準までの対応に比べ、面積・費用を相当程度余分に必要とするため、現行制度上も認定建築物に対しては、税制上の優遇措置、政策融資等の支援措置が建築確認の手續の簡素化と併せて講じられているが、都道府県知事の指示等の対象となる二千㎡以上の特定建築物の年間の着工件数のうち、認定を受ける件数は、約1割程度にとどまっている。

しかしながら、ノーマライゼーションの実現に向けては、高齢者、障害者等が特段の不自由なく他の者と同様に利用可能な建築物の整備を推進する必要があることから、バリアフリー対応の水準が基礎的基準等の水準に固定化されず、可能

な限り多くの建築物において誘導的基準の水準が達成されるよう、優良なバリアフリー対応をより一層促進する必要がある。

このため、建築主の負担軽減等に向け、認定建築物に係る支援措置の一層の充実強化が求められている。

推進方策の見直しに対応した基準及び執行体制のあり方について

1) 基準のあり方について

高齢者、障害者等の利用に配慮した建築物の整備を促進するためには、そのような建築物の構造・設備の仕様等の内容を明らかにし、その理解を深める必要があるとともに、一方では基準が硬直的に適用されることにより設計上の自由度が制約を受けたり、将来における関連機器を含めた技術開発が阻害されたりすることのないよう措置しておく必要がある。

このため、ハートビル法に基づく現行の判断基準においては例えば車いす使用者用便房については様々な仕様による対応が想定されることから、備えるべき設備の概要を規定した上で要求寸法等は細かく規定していない一方で、車いすの規格等との兼ね合いから要求仕様が定まる出入口・廊下等の幅員に関しては基準上要求寸法を具体的に規定している。

また、現行の判断基準は適用対象が不特定多数の者が利用する建築物に限られていることから、構造・設備上高齢者、車いす使用者、杖使用者、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮することを求めているが、現実には、高齢者、車いす使用者、杖使用者、視覚障害者、聴覚障害者のうちいずれかに配慮した対応は、他の者にとって利用上の支障となる場合がある。

さらに、判断基準上は例えば出入口から受付等までの視覚障害者の案内誘導に関しては誘導用のブロックの敷設に代えて音声による誘導を採用することを認めているが、地方公共団体の条例による整備基準等ではそのような代替措置が考慮されていない場合がある。

このため、利用者がある程度特定される建築物を特定建築物の対象とした場合、そのような建築物の主たる利用者の利用上の支障となる仕様が画一的に適用されてしまう等仕様基準の硬直的な適用が問題とならないよう措置する必要がある。

また、このような問題が生じないように、利用者の意向が的確に反映される建築物整備のあり方を検討する必要がある。

一方、増改築等の改修工事への基準の適用方法については、工事に係る部分以外も含め全面的にバリアフリー対応を求めるのは建築物の所有者・管理者等に過大な負担を求めることになることから、改修工事に関しては工事に係る部分及び当該部分に至る一の経路について対応を求めるなど、段階的な対応を可能とする必要がある。

2) 執行体制のあり方について

現行のハートビル法に基づく指導助言、認定等の主体は原則として都道府県知

事となっているが、基礎的基準への適合の一層の徹底に向けた義務付け等新たな規制の導入に際しては、建築基準法に基づく確認・検査等を行う建築基準行政との連携が求められるとともに、申請者たる建築主等の負担軽減を図る必要がある。

また、支援を受けるための認定申請についても申請者の負担軽減、手続きの迅速化に向けた制度の見直しが求められている。

総合的・効果的なバリアフリー推進方策のあり方について

高齢者、障害者等の活動の場を広げ、自由な社会参加が可能な社会を構築していくためには、道路、駅舎、建築物等生活環境全般における物理的な障壁を除去するための積極的な取り組みを推進していく必要がある。

一方、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者等に係る日常の案内及び非常時の避難誘導等に関しては物理的な障壁の除去に加え、人的・機器的な支援等ソフト面での対応が重要である。ソフト面での対応については建築主、設計者、建築物所有者・管理者等を含めた国民全体がその必要性に対する理解を深め、社会的に支持し、協力することが非常に重要であるものの、そのような対応の必要性は未だ十分に認識されておらず、関連機器等の開発や仕様の統一も進んでいない。

このため、総合的かつ効果的な生活環境のバリアフリー対応を実現するため、道路等の公共施設や交通機関、さらに建築物等のバリアフリー対応など面的な広がりをもった地域の総合的なバリアフリー対応を推進する必要があるとともに、ソフト面での対応に関する意識啓発、情報提供等を強力に実施する必要がある。

3. 建築物におけるバリアフリー対応の推進に向け講ずべき施策

超高齢社会の到来等を控え、2に掲げた課題に対応しつつ高齢者、障害者等の利用に配慮した建築物ストックの形成を促進するため、建築物のバリアフリー推進方策等について、以下の方向により見直しを行うべきである。

(1) 基礎的基準への適合の一層の徹底方策について

公共的な建築物ストックにおいて基礎的基準への適合を一般化させるため、バリアフリー対応を一定の建築物について最低基準として義務付け、社会の最低限の要請として規制をもって担保すべきである。

この場合、既存建築物のバリアフリー対応は制約が大きいことから、新築又は増改築の工事の段階を捉えて対応を義務付けることが費用負担や工事の容易さの点で合理的である。なお、義務付け対象用途への用途変更についても、大規模なものは特定建築物ストックを増やす点で新築と同様であること等から、義務付けの対象とすべきである。

義務付けの対象用途・規模については、対応の必要性が十分に認識されている用途で、かつ、設計上の工夫等による対応の余地が大きい相当規模の工事を行う場合に限定すべきである。

したがって、既に都道府県知事による指示等の対象として相当程度の取り組みが進んでいる現行の特定建築物に係る二千㎡以上の新築・増改築・用途変更について義務付けるとともに、老人ホーム等主として高齢者、障害者等が利用し、バリアフリー対応の必要性が認識され、実際に取り組みも進んでいる建築物を特定建築物に追加した上で、それらの建築物に係る同規模の新築・増改築・用途変更についても義務付けすべきである。

また、基礎的基準への適合が確実に履行されることを担保するため、計画の基準への適合確認、現場検査の仕組み及び適合義務に反した場合の是正命令、罰則等の規定を整備すべきである。

なお、バリアフリー対応は社会的な医療・福祉コストの低減等外部効果を有し、高齢者、障害者等の自立・社会参加を促すなど公益性も大きい一方で、対応を図る建築主には経済的・物理的負担を強いることから規制のみならず、誘導のための施策を併せて講じることが必要であり、基礎的基準への適合の義務付けと併せて認定建築物に対する支援措置の拡充を図る必要がある。また、バリアフリー対応は安全確保の側面も有するものの、主として高齢者、障害者等の利便性の確保を目的としている。さらには、増改築の際に工事に係らない部分を含む建築物全体でのバリアフリー対応を義務付けることは、建築主に過大な負担を負わせることとなる。このような観点から、バリアフリー対応の義務付けは建築基準法の改正ではなく、ハートビル法の改正によることが妥当と考えられる。

一方、地域の実情に応じたきめ細かな規制が可能となるよう、地方公共団体の条例により、基準、用途及び規模について必要な制限を付加できるようにすべきである。

(2) ハートビル法の対象とする建築物用途の拡充について

多数の者が利用する建築物であっても、老人ホーム等の特定の者が利用する社会福祉施設、高齢者、障害者等に対応した就業環境の整備が求められる工場・事務所、地域住民への開放等の方向が顕著であり、かつ、障害児等に係る就学指導の見直しも検討されている学校、共用部分を有する共同住宅等の建築物については、利用者がある程度特定されることから、これまでハートビル法の努力義務等の対象としてこなかった。

しかしながら、超高齢社会を控え、今後はこれらの建築物についても高齢者、障害者等の相当の利用が見込まれること、これらの建築物におけるバリアフリー対応を促進することは、高齢者、障害者等の雇用、学習、生活等の場として暮らしやすい生活環境の整備を推進することとなり、高齢者、障害者等の自立と社会参加の促進につながること等の観点から、施策対象に追加すべきである。

(3) 既存建築物における対応を推進するための方策の充実について

既存建築物の修繕及び模様替は修繕計画等に対応して必要資金を積み立ててお

くなど中長期的な計画に基づいて実施されることから、そのような資金・工事に係る計画と無関係に努力義務を課した場合には実効性の確保が困難となる。

このため、バリアフリー対応を図るべき廊下、階段、便所、昇降機等の「特定施設」の修繕及び模様替を実施する際に当該部分を基礎的基準に適合させるよう努力義務を課するとともに、併せて地方公共団体による指導助言、計画認定に基づく各種支援措置の対象とすることを通じ既存建築物ストックの改善を推進すべきである。

さらに、スペースの制約を受ける中での既存建築物の出入口の段差解消等のバリアフリー改修を円滑化するため、改修によるバリアフリー対応の優れた事例や有効な設備等に関する情報の収集・提供に努めるべきである。

(4) 優良なバリアフリー対応の推進方策について

より多くの特定建築物において誘導的基準の水準が達成されるよう、新たに努力義務等の対象となる特定建築物の用途・工事を認定対象に追加するとともに、認定建築物に対する支援を拡充すべきである。

具体的には認定建築物又はその広告等に認定建築物であることを示す表示を付することができる制度を導入し、当該制度の信頼性を確保するため、認定建築物以外はこれと紛らわしい表示をすることを制限する等、高齢者、障害者等の合理的な選択行動を通じ、バリアフリー対応が図られた特定建築物の利用が促進されるよう市場の条件整備を図るべきである。表示制度の導入は建築物の所有者・管理者等や利用者の意識を高め、特定建築物におけるバリアフリー対応部分の維持保全の適正化や設備等のよりよい維持管理や更新を促す効果も見込まれる。

また、誘導的基準の達成には廊下の拡幅等廊下、階段、便所、昇降機等の特定施設の床面積の増加を伴うが、これらの特定施設部分は居住、執務、作業、集会、娯楽等の目的のために継続的に使用される居室以外の部分であり、当該部分の床面積の増加による公共施設への負荷の影響は小さいと考えられる。したがって、建築主が容積率の制限に対応するために居室部分の面積を通常に比べ狭くすることなく特定施設のバリアフリー対応を措置できるよう、認定建築物の特定施設部分について、市街地環境に著しい影響を及ぼさない範囲で、通常必要となる面積からの増床部分を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととする制度の創設等を検討すべきである。

上記の支援制度の創設に加え、補助、税制特例、融資等の支援措置についても引き続き充実を図るべきである。

(5) 推進方策の見直しに対応した基準及び執行体制のあり方について

基準のあり方について

廊下の幅員等基準上要求されている各措置について車いすの通過可能幅員の確

保等要求趣旨を明確化した上で、高齢者、障害者等利用者側の意見を聴き、利用者がある程度特定される用途における各措置の適用のあり方を検討すべきである。

また、視覚障害者を誘導するための音声誘導や誘導用のブロック等バリアフリー対応を図っていく上で複数の措置が存在する場合に、施設・利用者の特性等に応じて適切な措置の選択がなされるよう、そのような措置を適切に選択・活用した事例の情報収集、提供を行うべきである。

一方、改修工事（増改築、修繕及び模様替）の場合の基準の適用方法については、原則として工事に係る部分を高齢者、障害者等が利用できる、又は特段の支障なく利用できるよう改修する部分的・段階的な取り組みも可能とするため、義務付け・努力義務又は認定に際しては、工事対象部分及び建築物出入口から当該部分に至る一の経路について基礎的基準又は誘導的基準への適合を求める方向で検討すべきである。

執行体制のあり方について

効果的・効率的な規制の仕組みとするため、バリアフリー対応の義務付け関係規定は建築基準法上の確認対象法令とし、確認・検査の際に適合性を審査する仕組みとすべきである。

さらに、指導助言及び認定の手続きについても、主体を義務付けの審査を行う主体と同様に建築主事を置く市町村（その他の区域では都道府県）において行うこととし、申請者の負担を軽減しつつ指導及び誘導を一体的・体系的に推進すべきである。

（６）総合的・効果的なバリアフリー推進方策のあり方について

交通バリアフリー法等に基づく道路、交通機関等に関する施策及び人的なサービスを供給する福祉施策とハートビル法に基づく施策との連携を密にするとともに、地方公共団体における都市政策、建築行政、住宅政策、交通政策、福祉施策、観光行政等の総合的な取り組みの促進等を通じ生活環境全般でのバリアフリー対応を効果的に推進すべきである。

このため、案内表示・誘導等の建築物のみならず道路等の公共施設や交通機関等においても共通の対応が望ましい事項についてはガイドライン等の整合性の確保に努めるとともに、交通バリアフリー法に基づく重点整備地区における駅等の旅客施設、公共的建築物、旅客施設から公共的建築物に至る移動経路等の総合的なバリアフリー対応等を計画的かつ一体的に推進すべきである。

また、ハートビル法の施行を担う地方公共団体及び特定建築物の建築主、所有者・管理者等の認識を深め、ソフト・ハード両面からの適切な対応を推進するため、利用者の計画段階からの参画を確保するなどバリアフリー対応の効果を確実なものとしている事例、バリアフリー対応を図った建築物に係る単位空間毎の設計上のポイントや最新の優れた事例、さらには視覚障害者、聴覚障害者、知的障

害者等に係る日常の案内及び非常時の避難誘導等に関するソフト面及びハード面での対応のあり方等を取りまとめた上で、建築主、所有者、管理者、行政担当者、設計者等への情報提供、意識啓発に努めるべきである。

さらに、様々な制約下での既存建築物におけるバリアフリー対応を円滑に推進していく観点から、高齢者、障害者等の移動の円滑化に資する技術・設備等に関する情報収集に努め、ユニバーサルデザイン等の観点から望ましい技術・設備等の紹介やガイドラインの策定等を通じ、優れた技術・設備等の開発・活用を推進すべきである。

以上のような対策をより効果的に推進していくためには、建築教育や建築士への講習等を通じ関係者の資質の向上を図ることが重要であり、また、建築主、建築物所有者・管理者等を含めた国民全般にバリアフリー対応の必要性が浸透するよう国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等に努めるべきである。

・住宅・建築物の省エネルギー対策

(略)